



第102回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日(木曜日)午前10時
受付開始時刻は午前9時を予定しております。

場所

東京都江東区有明二丁目1番6号
東京ガーデンシアター

決議事項

会社提案	第1号議案 取締役13名選任の件
------	------------------

株主提案	第2号議案～第12号議案
------	--------------

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時20分まで

東京電力ホールディングス株式会社

証券コード：9501

東京電力グループ経営理念



Mission (使命)

安心して快適なくらしのため エネルギーの未来を切り拓く

私たち東京電力グループは、
福島への責任を果たすことを第一に、
エネルギーが持つその先の可能性を追求し、
お客さま一人ひとりの期待を超える価値をお届けします

Vision (将来像)

「カーボンニュートラル」や
「防災」を軸とした価値創造により
安全で持続可能な社会の担い手として
信頼され選ばれ続ける
企業グループを目指します

Values (価値基準)

- 安全最優先
- 責任の貫徹
- お客さまのために
- 変革への挑戦

株主のみなさまへ

株主のみなさま、立地地域のみなさまをはじめ、さまざまなステークホルダーのみなさまには、当社グループの経営に対し多大なるご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年3月、福島第一原子力発電所の事故から15年が経過いたしました。福島への責任の貫徹は今も変わらず当社グループの原点であり、今後とも賠償・復興・廃炉を全力ですすめてまいります。

当社グループにおきましては、福島第一原子力発電所2号機にて燃料デブリの試験的取り出しに成功し、これにより廃炉工程は本格的な取り出しに向けた前人未踏のフェーズへ移行しました。また、燃料デブリ取り出し工法評価小委員会の提言を受けた大規模取り出しの設計検討をすすめる、その取り出し準備作業に要する費用等として、当年度に9,138億円の災害特別損失を計上いたしました。加えて、GX・DXの進展等を背景とした電力需要の増加が見込まれ、当社グループに求められる役割も高度化しております。さらには、安定供給に必要な投資・費用が増加するなか、物価高騰等が重なり、厳しい財務状況が続いております。

こうした課題認識のもと、当社グループはこれまでの取り組み状況を真摯に振り返るとともに、それを今後活かして福島事業と経済事業の不断の改革をすすめていくため、本年1月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で第五次総合特別事業計画を策定いたしました。同計画のもと、廃炉事業の抜本的改革と経済事業の成長戦略を一体的に推進するとともに、従来以上に踏み込んだ経営合理化によるコスト削減等に取り組み、2028年度以降のフリーキャッシュフローの黒字化をめざしてまいります。加えて、中長期的な廃炉の推進と企業価値向上の両立に向け、資金・技術等の補完につながるアライア

ンスを追求し、収益基盤と事業領域の拡大をはかってまいります。

また、柏崎刈羽原子力発電所につきましては、昨年12月に新潟県より6・7号機の再稼働へのご了解をいただき、本年1月には6号機の原子炉を起動し、4月には営業運転を開始いたしました。電力供給のレジリエンス強化やカーボンニュートラルの実現、さらには足元の中東情勢を背景としたエネルギー安全保障等の観点からも、原子力発電の重要性は一層高まっております。今後とも安全を最優先に安定的な発電所の運営を行っていくとともに、地域や社会のみなさまからの信頼の醸成に向けた取り組みを継続してまいります。

当年度におきましても、配当に関して株主のみなさまのご期待にお応えできない状況が続いておりますが、第五次総合特別事業計画のもと、コスト削減・収益拡大に向けた取り組みを着実にすすめる、抜本的な経営改革の実現につなげてまいります。今後とも当社グループの経営に対し何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



取締役会長

小林 喜光

代表執行役社長

小早川 智明

証券コード：9501
2026年6月8日

株主各位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会長 小林 喜光

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

① 当社ウェブサイト

<https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>



② 株式会社東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（東京電力ホールディングス）又は証券コード（9501）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

6ページの「電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

2 場 所 東京都江東区有明二丁目1番6号 東京ガーデンシアター

3 会議の目的事項

報告事項 2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **会社提案** 第1号議案 **第1号議案** 取締役13名選任の件
株主提案 第2号議案から第12号議案 <株主提案（第2号議案から第9号議案まで）>
第2号議案 定款一部変更の件(1)
第3号議案 定款一部変更の件(2)
第4号議案 定款一部変更の件(3)
第5号議案 定款一部変更の件(4)
第6号議案 定款一部変更の件(5)
第7号議案 定款一部変更の件(6)
第8号議案 定款一部変更の件(7)
第9号議案 定款一部変更の件(8)
<株主提案（第10号議案から第12号議案まで）>
第10号議案 定款一部変更の件(9)
第11号議案 定款一部変更の件(10)
第12号議案 定款一部変更の件(11)

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法(インターネット等)により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

以上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「財産及び損益の状況の推移」、「当社及び重要な子会社の主要な事業所」、「使用人の状況」、「主要な借入先」、「株式に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ④ 監査報告の「計算書類に係る会計監査人の会計監査報告」

したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト及び株式会社東京証券取引所ウェブサイトでお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

電磁的方法(インターネット等)
による議決権の行使



6ページをご覧ください

書面による
議決権の行使



7ページをご覧ください

当日ご出席される場合

株主総会へのご出席
による議決権の行使



事前の議決権行使について

行使期限

2026年6月24日(水曜日)午後5時20分まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご案内

株式会社 ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

株主総会開催日時

**2026年
6月25日(木曜日)
午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



当日ご出席されない場合

書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案には、「**会社提案**」と「**株主からのご提案**」があります。

議決権行使書		行使できる議決権の数											
東京電力ホールディングス株式会社 御中		2026年6月 日 _____ 個											
私は、2026年6月25日開催の東京電力ホールディングス株式会社第102回定時株主総会（継続会又は延会の場合を含む。）における各議案の原案に対し、下記（○印で表示）のとおり、議決権を行使します。													
会社提案	第1号議案	株主からのご提案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案
	賛（但しを除外） 否		賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
			否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

（ご注意）株主からのご提案につきましては、当社取締役会は反対しております。第2号議案以下につき、株主のご提案に賛成の場合は「賛」に、反対の場合は「否」に○印でご表示願います。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。
東京電力ホールディングス株式会社

「会社提案」の記入方法

第1号議案

全員賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

全員反対の場合：「**否**」の欄に○印

一部の候補者に反対の場合：

「**賛**」の欄に○印のうえ、反対する候補者について、「第102回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の候補者番号をご記入ください。

「株主からのご提案」の記入方法

第2号議案～第12号議案

賛成の場合：「**賛**」の欄に○印

反対の場合：「**否**」の欄に○印

「株主からのご提案」につきましては、当社取締役会は、いずれの議案にも反対しております。

！ ご注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主からのご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

株主総会のライブ配信のご案内

本総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。詳細につきましては、同封の「株主総会のライブ配信のご案内」の内容をご確認ください。

配信日時

2026年6月25日(木曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

- 1 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



- 2 ログイン画面にてEngagement Portal用のログインIDとパスワードを入力し、**利用規約**をご確認のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**ログイン**」ボタンをクリックしてください。

ログインID (計12桁)

0006 + 株主番号 (8桁)

※Engagement Portal用のログインIDは、議決権行使書紙の「**お願い**」に記載されているログインIDの左から12桁の数字です。本総会当日まで大切に保管ください。

ログインID (左から**12**桁)



パスワード (計11桁)

2026年3月31日時点の株主名簿ご登録住所の郵便番号 (7桁) + 2026

※同封の議決権行使書紙の「**お願い**」に記載されている仮パスワードとは異なります。
※ログインID、パスワードの入力にハイフン (—) は不要です。

- 3 ログイン後、「**当日ライブ視聴**」ボタンをクリックし、**ライブ視聴**等に関する**利用規約**をご確認のうえ、「**利用規約に同意する**」にチェックし、「**視聴する**」ボタンをクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃からアクセス可能となります。

! ご注意事項

ライブ配信で本総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への「出席」とはなりませんので、質問や議決権の行使、動議の提出はできません。書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

ご使用の端末（機種、性能等）やインターネット環境等により映像や音声に不具合が生じる場合もございますのでご了承ください。また、アクセスに際して発生する通信料金等の費用は株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

配信データの撮影、録画、録音、保存及び二次利用（SNS等による公開）等、並びにログインID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなる場合がございます。

株主総会参考書類

会社提案 (第1号議案)

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	横尾 敬介	新任 社外独立
2	大西 正一郎	再任 社外独立 指名 監査
3	大川 順子	再任 社外独立 監査 報酬
4	永田 高士	再任 社外独立 監査 報酬
5	内田 貴和	再任 社外独立 監査 報酬
6	本間 洋	新任 社外独立
7	小早川 智明	再任 取締役 指名
8	山口 裕之	再任 取締役
9	酒井 大輔	再任 取締役
10	永澤 昌	新任 執行役員 経営企画担当(共同) ビジネスディベロップメント室, 企画室(企画業務全般), 系統広域連系推進室, 投資統括室, グループ事業管理室, 海外事業室担当
11	長崎 桃子	再任 取締役 執行役員 最高マーケティング責任者兼チーフ・スポークスパーソン エリアエネルギーイノベーション事業室(共同), 広報室担当
12	吉野 栄洋	再任 取締役 指名 執行役員(会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当(共同))
13	守谷 誠二	再任 取締役 監査★

社外 社外取締役候補者
独立 独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者。当社は、各氏を同取引所に対し、独立役員として届け出ております。
指名 指名委員 **監査** 監査委員 **報酬** 報酬委員 **★** 委員長

(ご参考) 当社のコーポレート・ガバナンス体制

- 指名委員会等設置会社制度を採用し、執行と監督を分離
- 社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置
- 取締役会はジェンダーや専門知識、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成

	人数	比率
社外取締役候補者	6名/13名	46%
独立役員候補者	6名/13名	46%

取締役会出席状況	当社が取締役候補者に特に期待する分野							
	企業経営	エネルギー	技術	財務会計	法務・リスク管理	ESG	グローバルビジネス	営業・マーケティング
-	●			●	●	●		
18/18回 (100%)	●				●			
18/18回 (100%)	●				●	●	●	●
18/18回 (100%)	●	●	●	●	●			
14/14回 (100%)	●			●	●		●	
-	●		●				●	●
18/18回 (100%)	●	●	●		●			●
18/18回 (100%)	●			●	●	●		
18/18回 (100%)	●	●	●				●	●
-	●	●					●	●
13/14回 (93%)	●	●				●		●
18/18回 (100%)		●						
18/18回 (100%)	●	●		●	●	●		

(注) 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

候補者番号

1

よこ お けい すけ
横 尾 敬 介

(1951年11月26日生)

新任

社外

独立

所有する当社普通株式の数

0株

略歴及び地位

2007年4月	みずほ証券株式会社代表取締役社長
2011年6月	みずほ証券株式会社取締役会長
2012年6月	みずほ証券株式会社常任顧問(2018年3月まで)
2019年12月	株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO(現在にいたる)

重要な兼職の状況

株式会社高島屋社外取締役



社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

横尾敬介氏は、みずほ証券株式会社の社長及び会長、並びに株式会社産業革新投資機構の社長CEOを務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、金融・資本市場及び事業構造改革の分野における多様な経験と高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

2

おお にし しょういちろう
大 西 正一郎

(1963年9月25日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数

0株

在任年数

6年

略歴及び地位

1992年4月	弁護士(現在にいたる)
2003年11月	株式会社産業再生機構マネージングディレクター(2007年1月まで)
2007年1月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役
2017年11月	FCDパートナーズ株式会社代表取締役(2025年2月まで)
2020年6月	当社取締役(現在にいたる)
2021年8月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役共同社長執行役員
2022年4月	フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役共同社長
2022年9月	フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長(現在にいたる)
2024年2月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役社長執行役員
2025年1月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役会長
2026年3月	フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役会長兼社長(現在にいたる)

取締役会等への出席状況

取締役会	18/18回(100%)
指名委員会	7/7回(100%)
監査委員会	18/18回(100%)



社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大西正一郎氏は、フロンティア・マネジメント株式会社やフロンティア・キャピタル株式会社の代表取締役を務めるなど、企業における事業再生に関する幅広い経験と見識を有していることに加え、弁護士として主に法律分野における高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役会長兼社長
フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長
弁護士

候補者番号

3

おお

かわ

じゅん

こ

大川 順子

(1954年8月31日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数
在任年数0株
3年

略歴及び地位

2016年4月	日本航空株式会社代表取締役専務執行役員
2018年4月	日本航空株式会社取締役副会長
2018年6月	日本航空株式会社副会長
2019年4月	日本航空株式会社特別理事 (2021年3月まで)
2023年6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会等への出席状況

取締役会	18/18回(100%)
監査委員会	18/18回(100%)
報酬委員会	6/6回(100%)



重要な兼職の状況

KDDI株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

大川順子氏は、日本航空株式会社の代表取締役専務執行役員を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、企業再生や、女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進等に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

4

なが

た

たか

し

永田 高士

(1958年2月28日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数
在任年数0株
3年

略歴及び地位

1990年3月	公認会計士 (現在にいたる)
2013年11月	有限責任監査法人トーマツ 包括代表代行
2015年11月	デロイト トーマツ グループ ボード議長
2015年11月	有限責任監査法人トーマツ ボード議長 (2018年5月まで)
2018年6月	デロイト トーマツ グループ CEO (2022年5月まで)
2022年6月	有限責任監査法人トーマツ パートナー (2023年5月まで)
2023年6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会等への出席状況

取締役会	18/18回(100%)
監査委員会	18/18回(100%)
報酬委員会	6/6回(100%)



重要な兼職の状況

公認会計士

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

永田高士氏は、デロイト トーマツ グループのCEOを務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、有限責任監査法人トーマツの包括代表代行を務め公認会計士として主に監査及び会計の分野における多様な経験と高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

5

うち

内

だ

田

たか

貴

かず

和

(1960年9月24日生)

再任

社外

独立

所有する当社普通株式の数
在任年数2,873株
1年

略歴及び地位

2020年4月	三井物産株式会社代表取締役副社長執行役員CFO
2022年4月	三井物産株式会社取締役
2022年6月	三井物産株式会社顧問(2024年6月まで)
2025年6月	当社取締役(現在にいたる)

取締役会等への出席状況

取締役会	14/14回(100%)
監査委員会	14/14回(100%)
報酬委員会	4/4回(100%)



重要な兼職の状況

株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

内田貴和氏は、三井物産株式会社の代表取締役副社長執行役員CFOを務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、財務及びリスク管理に関する高い見識を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

6

ほん

本

ま

間

よう

洋

(1956年5月8日生)

新任

社外

独立

所有する当社普通株式の数

0株

略歴及び地位

2018年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(現株式会社N T Tデータグループ)代表取締役社長
2024年6月	株式会社N T Tデータグループ相談役(現在にいたる)

重要な兼職の状況

株式会社N T Tデータグループ相談役
三井不動産株式会社社外取締役
第一三共株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

本間洋氏は、株式会社N T Tデータグループの代表取締役社長を務めるなど、企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え、DXに関する高い見識や国際的なビジネスに関する豊富な経験を有しており、当該経験等を活かして業務執行を監督する役割が期待できることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。



候補者番号

7

こばやかわ とも あき
小早川 智 明

(1963年6月29日生)

再任

所有する当社普通株式の数 25,285株

略歴及び地位

1988年4月	当社入社
2014年6月	当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長
2015年6月	当社常務執行役 (2016年3月まで)
2016年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 (2017年6月まで)
2016年6月	当社取締役 (現在にいたる)
2017年6月	当社代表執行役社長 (現在にいたる)

取締役会等への出席状況

取締役会	18/18回(100%)
指名委員会	7/7回(100%)



取締役候補者の選任理由

小早川智明氏は、当社の社長を務めるなど、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

8

やま ぐち ひろ ゆき
山 口 裕 之

(1965年6月5日生)

再任

所有する当社普通株式の数 56,407株

略歴及び地位

1991年4月	当社入社
2017年4月	当社経営企画ユニット経理室長
2020年4月	東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社長
2021年4月	当社常務執行役
2021年4月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (現在にいたる)
2021年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役 (現在にいたる)
2022年4月	当社代表執行役副社長 (現在にいたる)
2022年6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会への出席状況

取締役会	18/18回(100%)
------	--------------



取締役候補者の選任理由

山口裕之氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

9

さか い だい すけ
酒 井 大 輔

(1969年8月12日生)

再任

所有する当社普通株式の数

7,001株



略歴及び地位

1994年4月	当社入社
2021年4月	当社経営企画ユニット企画室長
2022年4月	当社常務執行役
2022年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 (現在にいたる)
2023年4月	当社代表執行役副社長 (現在にいたる)
2023年6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会への出席状況

取締役会 18/18回(100%)

重要な兼職の状況

東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

酒井大輔氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

10

なが さわ まさし
永 澤 昌

(1966年7月21日生)

新任

所有する当社普通株式の数

1,336株



略歴及び地位

1990年4月	当社入社
2016年4月	当社経営企画ユニット企画室次長
2016年5月	東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役
2017年6月	当社執行役員経営企画ユニット企画室長
2019年4月	当社常務執行役
2021年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役副社長
2022年4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長 (2025年6月まで)
2025年6月	当社執行役副社長 (現在にいたる)
2025年6月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役 (現在にいたる)

取締役候補者の選任理由

永澤昌氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

候補者番号

11

なが さき もも こ
長 崎 桃 子

(1969年12月8日生)

再任

所有する当社普通株式の数

7,166株

略歴及び地位

1992年 4月	当社入社
2017年 6月	東京電力エナジーパートナー株式会社リビング事業本部テプコカスタマーサービス株式会社出向 (代表取締役社長)
2017年10月	東京電力エナジーパートナー株式会社サービスソリューション事業本部テプコカスタマーサービス株式会社出向 (代表取締役社長)
2019年 4月	東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役
2020年 4月	当社常務執行役
2020年 4月	東京電力エナジーパートナー株式会社取締役
2020年 4月	東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役 (2022年3月まで)
2023年 4月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 (現在にいたる)
2025年 6月	当社取締役 (現在にいたる)
2025年 6月	当社執行役副社長 (現在にいたる)

取締役会への出席状況

取締役会 13/14回(93%)



取締役候補者の選任理由

長崎桃子氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長

候補者番号

12

よし の しげ ひろ
吉 野 栄 洋

(1968年10月16日生)

再任

所有する当社普通株式の数

0株

略歴及び地位

2012年 6月	原子力損害賠償支援機構 (現原子力損害賠償・廃炉等支援機構) 執行役員
2017年 7月	経済産業省大臣官房参事官 (商務・サービスグループ担当)
2018年 7月	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
2020年 6月	原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長 (現在にいたる)
2020年 6月	当社執行役 (現在にいたる)
2021年 6月	当社取締役 (現在にいたる)

取締役会等への出席状況

取締役会 18/18回(100%)

指名委員会 7/7回(100%)



取締役候補者の選任理由

吉野栄洋氏は、経済産業省及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

重要な兼職の状況

原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

候補者番号

13

もり

守 谷

せい

誠 二

(1963年4月21日生)

再任

所有する当社普通株式の数 114,583株

略歴及び地位

1986年4月	当社入社
2013年6月	当社監査委員会業務室長
2016年4月	東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役
2017年6月	当社取締役(現在にいたる)
2017年6月	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長 (2022年3月まで)
2018年9月	当社代表執行役副社長(2023年3月まで)

取締役会等への出席状況

取締役会	18/18回(100%)
監査委員会	18/18回(100%)



取締役候補者の選任理由

守谷誠二氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、当社監査委員会業務室長を務めるなど、企業監査に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

- (注) 1. 当社は、大西正一郎氏、大川順子氏、永田高士氏、内田貴和氏及び守谷誠二氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、本総会において各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、横尾敬介氏及び本間洋氏の取締役選任が承認された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を各取締役及び各執行役との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲において補償することとしており、本総会において各再任候補者及び永澤昌氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、横尾敬介氏及び本間洋氏の取締役選任が承認された場合、各氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、本総会において各候補者の取締役選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 大川順子氏が社外取締役を務めるKDDI株式会社は、同社連結子会社の従業員が架空循環取引を行っていた事実に関し、2026年1月14日に外部の弁護士・公認会計士で構成される特別調査委員会を設置し、同年3月31日に調査報告書を公表するとともに、グループ全体の再発防止・ガバナンス強化に向けた取り組みを策定し、同日に公表しています。同氏は、当該事実について認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会等において法令遵守やグループガバナンスの重要性について発言しており、当該事実判明後も、同社取締役会等において、調査の進捗や再発防止策の整備状況等をモニタリングするなど、その職責を果たしております。

(ご参考)

取締役候補者及び執行役の選任方針と手続

<方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしています。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしています。このうち、社外取締役については、「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしています。

<手続>

会社法に基づき、社外取締役が過半数を占める指名委員会が、株主総会に提出する取締役選解任に関する議案の内容を決定しています。また、執行役の選解任については、指名委員会における審議を行ったうえで、取締役会において決定しています。

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

- 1. 当社グループ関係者**
 - ・当社又は当社子会社の出身者
- 2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）**
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- 3. 主要な取引先**
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
- 4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）**
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
- 5. 役員相互就任**
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員
- 6. 近親者**
 - ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
 - ・最近3年間に於いて、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
 - ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。
- 7. その他**
 - ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とするができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

〔各議案の議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。〕

株主提案 (第2号議案から第9号議案まで)

第2号議案から第9号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主(190名)の議決権の数は、1,254個であります。

第2号議案 定款一部変更の件(1)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 柏崎刈羽原子力発電所の事故に備えた賠償基金の積み立て

第△条 柏崎刈羽原子力発電所の事故に備えて賠償基金を設置する。

第△条 同基金は、福島第一原子力発電所事故の被害額である23.4兆円を目標金額として積み立てる。

第△条 積立金は「受益者負担の原則」に則り、東京電力エナジーパートナーの電気料金原価に、積立金のための費用を計上し、同社の顧客が負担する。

提案の理由

我が社は赤字続きの経常収支を好転させるため、柏崎刈羽原発6号機を再稼働しようとしている。しかし民間の試算によると、原発を稼働させても、**発電コストは現在の卸電力取引市場からの買い取り価格に比べて割高**となり、赤字財政を改善するためには役に立たないとされる。

もし柏崎刈羽原発に事故が起きて、新潟県を始め周辺自治体、住民に被害が及んだ際の損害賠償を賄う財力は、現在の我が社にはない。我が社は顧客に電気を売って利益を得ている会社である。その損害に対する補償もその売り上げによって賄われるべきである。

そこで、「受益者負担の原則」を基本として電気料金から回収し、基金という形で、23.4兆円を積み立てることを提案する。新たな原発災害が発生した時、このままでは何の補償もないと地元住民は危機感を強めている。**首都圏の電気のための柏崎刈羽原発**である。恩恵を受ける消費者が、万が一の際の負担も共有することを求める。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から、取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案のような業務執行に関する事項は、取締役会において、その時々¹の事業環境等の変化に合わせて機動的、柔軟かつ合理的に意思決定を行い対応していくべきものであることから、会社の基本的事項を定める定款に規定することは適当ではないと考えます。

なお、柏崎刈羽原子力発電所においては、福島第一原子力発電所事故を踏まえて策定された新規制基準にもとづく安全対策工事をすすめ、原子力規制委員会より原子炉設置変更許可や設計及び工事計画等の認可をいただくとともに、使用前事業者検査を通じて設備の健全性を客観的に確認したうえで、本年4月に営業運転を再開しております。

また、当社は、「原子力損害の賠償に関する法律」に従い、原子力損害を賠償するための措置を講じております。加えて、この措置を上回る損害が発生した場合には、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき、同機構が賠償に必要な支援を行う制度が設けられております。当該制度のもと、毎年度、原子力事業者は同機構に対して一般負担金を納付することとされており、当該負担金については電気料金原価に算入することが認められております。

原子力の発電コストにつきましては、季節や時間帯によって変動がある卸電力市場価格との比較は困難であるものの、国の作業部会における検証においては、火力発電と比べて安価とされております。

引き続き、当社といたしましては、安全性の向上に向けた不断の努力を継続し、柏崎刈羽原子力発電所の安定的な運営を行ってまいります。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 汚染水のALPS処理の中止

第△条 福島第一原子力発電所で発生する汚染水のALPS処理を中止する。

第△条 新たな汚染水の発生を抑制するために広域遮水壁を造る。

第△条 汚染水は、大型の貯蔵タンクを造って陸上保管する。

提案の理由

我が社公表数値(2026年4月2日時点)によれば、海洋放出開始以降もALPS処理水の新規発生量は $54,477\text{m}^3$ に達し、減少量 $86,678\text{m}^3$ に対して約6割に相当する汚染水が新たに生じている。これは汚染水対策が全く機能していないことを示している。

さらにALPS処理では高線量のスラリー(高濃度汚泥)が発生する。これを保管する容器は3,000基を超えて建設されているが、逼迫しているうえにβ線による容器の劣化が進み、近い将来移し替えも必要となる。固化計画も高線量のため延期された。

地下水の流入を広域遮水壁で抜本的に遮断し、汚染水自体を減らすとともに、ALPS処理を停止し、構内空地を活用して大型タンクで陸上保管すべきだ。

海洋放出は環境汚染を拡散させ、陸上には高濃度廃棄物を蓄積し続け、新たな保管容器を造り続けなければならない。国民の税金を湯水のように使い続けている実態を抜本的に見直さなければならない。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、福島第一原子力発電所の汚染水につきましては、長期にわたる廃炉作業を安全かつ着実にすすめていくため、多核種除去設備(ALPS)等により浄化処理を行ったALPS処理水について、政府の方針を踏まえ、安全性の確保を大前提として海洋に放出し処分していくこととしております。引き続き、国際原子力機関のレビューや海域モニタリングを通じて客観性・透明性の確保に努めるとともに、定期的な設備の点検を行い、安全かつ安定的に放出を実施してまいります。

また、汚染水発生量につきましては、サブドレンによる汲み上げや陸側遮水壁等の対策に加え、構内のフェーシングや建屋間の隙間の止水処理等の重層的な対策を実施したことにより、2015年度の1日当たり約 490m^3 から、2025年度は平均的な降雨量で評価した場合で1日あたり約 70m^3 まで減少しております。

水処理の過程で生じるスラリーにつきましては、専用の容器に収容し適切に保管・管理しております。引き続き、脱水処理を行う設備の設計・製作をすすめ、漏えい等のリスクの低減をはかってまいります。

第4号議案 定款一部変更の件(3)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 再処理事業からの撤退

第△条 本社は再処理事業に関連する投資または財務的支援を行わない。

第△条 日本原燃株式会社及び関係機関と事業の停止に向けた措置をとる。

提案の理由

再処理事業は、巨額の費用負担と長期的かつ巨大なリスクがある一方、何らメリットがない。再処理で製造されるMOX燃料はウラン燃料の10倍以上と桁違いに高価で、経済合理性を欠いている。

通常運転時であっても、再処理工場は原発1年分に相当する放射性物質をわずか1日で放出する。この未曾有の負荷を受ける六ヶ所再処理工場の周辺海域は、豊かな生態系を誇る世界的に重要な漁場である。海洋汚染は漁業への打撃にとどまらず、広範な消費者の食生活と健康に深刻なリスクを突き付ける。

再処理工場で大きな事故が起されれば、地域社会や自然環境に取り返しのつかない被害をもたらす、影響は長期間にわたり、生活や産業を根本から破壊する。

原発事故対応だけで廃炉に約8兆円、賠償に約9兆円、除染等に約6兆円と、22兆円を超える負債を抱えている我が社も持続不可能となる。巨額の投資とリスクを伴う再処理事業を進めてはならない。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、第7次エネルギー基本計画においては、資源の有効利用や高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料の再処理をはじめとする原子燃料サイクルの推進が基本的方針とされており、その中核となる日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題として、官民一体で責任をもって取り組むものであると明記されております。

加えて、再処理の経済合理性については、国の作業部会による発電コストの検証において、原子燃料サイクル費用を含めた原子力の発電コストは、火力発電と比べて安価とされております。また、安全性の観点からも、同工場においては、深層防護の考え方に基づく安全対策を講じているほか、年間最大処理量を前提とした公衆の被ばく線量限度についても、国の審査において安全性が確認されております。

こうした国のエネルギー政策や制度の枠組み等のもと、当社といたしましては、資源の乏しい我が国において、将来にわたりエネルギーを安定的に供給していくためには、安全性の確保を大前提とした原子燃料サイクルの確立が不可欠であると考えており、引き続きその中核を担う日本原燃株式会社の取り組みに最大限協力してまいります。

第5号議案 定款一部変更の件(4)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 原子力発電所の安全審査に関わるデータの全面公開

第△条 本社は原子力発電事業の安全と社会的信頼の回復のため、原子力発電所の安全審査に関わるデータ(1次データを含む)を、法令により公開が禁止される情報を除き、全て公開する。

提案の理由

今年1月、中部電力が浜岡原発の基準地震動を過小評価するため安全審査データを改ざん、捏造した事件が発覚した。このようなことは、原子力を扱う電力会社では何度も繰り返されてきた。

我が社では、例えば**2002年に発覚した東電原発トラブル隠し**である。原子炉内の炉心隔壁のひび割れなどの点検記録を改ざんし、虚偽の報告をしていた。アメリカ人技術者の内部告発から我が社が認めるまで2年もかかり、**歴代社長5人が引責辞任**した。

浜岡の事件では、原子力規制委員会は1次データの検証をしておらず、改ざんされたデータに基づく申請資料を提出されても見抜けなかった。内部告発がなければそのまま再稼働へと進んでいた。監視とチェックの機能が働いていない。

電力会社が1次データを含め全ての安全審査データを公開し、**誰でも検証できるようにしなければ再発を防げない**。我が社が原子力事業の安全と信頼を取り戻すための基本となる取り組みである。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社は、原子力発電所の安全審査にかかる申請資料及び審査資料を原子力規制委員会に提出しており、それらは核物質防護等の観点から保護が必要な情報を除き、同委員会のホームページにおいて公開されております。一方で、原子力発電所の安全審査にかかるデータには核物質防護に関する機密情報や他社の技術情報が多く含まれていることから、当社においてこれらのデータを公開することは想定しておりません。

また、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の事案を受けて、当社としても、柏崎刈羽原子力発電所6号機及び7号機の新規制基準適合性審査に関して点検を実施した結果、同様の事案が生じていないことを確認しております。

第6号議案 定款一部変更の件(5)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 他社原子力発電設備からの受電契約の破棄

第△条 電源開発株式会社（Jパワー）が建設中である大間原子力発電所からの受電契約を破棄する。

第△条 この契約破棄に伴い、必要な措置を行う。

提案の理由

我が社は、Jパワーの青森県・大間原発から予定発電量の85%を、受電価格15円/kWh（太陽光受電価格は同8.3円）で購入予定だ。

しかも、これはデフレ時期の2011年以前の工事協定締結時における建設費4700億円が基準となっている。東日本大震災直後から現在まで、工事進捗率は38%のままだ。

工事が進まなくても一日2億円弱かかる中、2030年度稼働も困難と昨年秋に発表。建設期間は当初計画の6倍、24年だ。実際の**建設費用はインフレと金利高が進む中で計画の2倍以上、1兆円を超えるのは確実**だろう。このように大間原発は、六ヶ所村再処理設備と同様の**大失敗プロジェクト**だ。

Jパワーは大間原発の発電原価の詳細を公開していない。明らかに割高な受電契約は、**物価高で苦しむ顧客と株主への裏切り**だ。

建設自体が大間違いである大間原発からの受電契約を、我が社は破棄すべきだ。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、大間原子力発電所につきましては、原子力委員会の決定により、国及び電気事業者の適切な支援のもと、電源開発株式会社が建設主体として責任を持って取り組んでいくべきものとされており。

また、GX・DXさらにはエネルギー安全保障の要請が高まる状況下において、安定供給の確保とカーボンニュートラルの実現に貢献していくという電気事業者としての責務を全うする観点から、大間原子力発電所は、当社グループの電源調達先の一つとして一定の重要性を有しているものと考えております。

当社グループといたしましては、引き続き、国のエネルギー政策の動向や、経済性、他の関係当事者との協議も踏まえ、適切に対応してまいります。

第7号議案 定款一部変更の件(6)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 原子力発電所内で作業に従事するすべての労働者の健康管理

第△条 福島第一原子力発電所・第二原子力発電所において事故収束作業および廃炉作業に従事するすべての作業員の健康を維持するための環境を整備する。

第△条 柏崎刈羽原子力発電所において被ばく労働に従事するすべての作業員の健康を維持するための環境を整備する。

提案の理由

原発での雇用体系は重層的な下請け構造となっている。問題があっても作業従事者が指摘するのは難しく質問もしにくい。「線量が高いが行ってくれ」と言われれば従うしかない。放射線管理員は作業の初めと終わりに顔を見せるが、作業中の立ち会いはない。これは放射線業務従事者の、被ばく線量登録管理制度が徹底されないことの大きな一因でもある。

原子炉設置者である我が社こそが、作業従事者の命と健康を第一に考えて、被ばくを防ぐための環境を整え、主導すべきだ。個々人の**被ばく線量の測定、記録、保全などを徹底し、一元化して健康管理を行なうべき**である。

作業は常に高線量被ばくの危険があることも忘れてはならない。休業補償・療養保障も我が社がすべきだ。晩発性放射線障害も懸念されるため、**従事者の健康管理は、生涯にわたる保障が必要不可欠**である。

事故を収束させたい現場労働者の思いにこたえるべく労働環境を整備する。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社は、福島第一原子力発電所において、除染や遮へい措置により作業現場の放射線量を低減するとともに、廃炉作業に従事する作業員の年間の被ばく線量が法令の定める限度を下回るよう、作業ごとに計画値を設定し、徹底した管理を行っております。また、当社の他の原子力発電所を含め、放射線業務に従事する作業員につきましては、こうした線量管理に加え、法令に基づき各雇用主による健康診断を実施しており、当社はその診断結果を確認したうえで作業に従事することを許可しております。

当社といたしましては、引き続き、これらの実施・確認を徹底するとともに、労働環境の一層の改善を通じて、長期的に安心して働いていただける環境整備に努めてまいります。

第8号議案 定款一部変更の件(7)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 東京電力リニューアブルパワーへの資本投資

第△条 東京電力リニューアブルパワーに20億円の追加資本投資を行う。

第△条 社員数を東京電力グループの1割とする。

第△条 電力供給地域での地産地消型の太陽光発電を積極的に推進する。

第△条 既存の水力発電施設をダム底の堆積物を取り除き、高さを嵩上げするなど整備活用する。

提案の理由

東京電力リニューアブルパワー（東電RP）は設立資本金10億円、我が社100%子会社として再生可能エネルギー事業を担い、水力・風力・太陽光を合わせた発電設備総出力約1千万kW（約328万世帯分）のグリーン電力を供給している（2024年3月時）。**地熱発電、洋上型風力への参画も期待され、利益率30%の我が社希望の星だ。**

日本最大級の再エネ設備規模を有しながら、社員数は約1,670人で、東電全体の38,190人と比べると存在感が小さく、事業所数・情報発信力も限定的で事業拡大のスピードも課題がある。

世界的な脱炭素化・再エネ需要の高まりを背景に、東電RPは2030年代前半に国内外で600～700万kWの開発目標を掲げているが、これを主力電源化するための**戦略的資本投入・人材強化・広報展開が不可欠**だ。東電RPのさらなる存在感向上と事業拡大を通じ、持続可能で安定的な電力供給体制の構築と企業価値向上を求める。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、東京電力リニューアブルパワー株式会社においては、再生可能エネルギー事業の拡大に向け、他事業者との協業・連携を継続するとともに、グリーンボンドの発行など、成長投資を実現するために必要な資金調達を着実に実施しております。また、同社の要員につきましても、国内水力発電事業の基盤強化や、海外水力発電事業及び洋上風力発電事業等の拡大を行うために、必要かつ十分な配置・配分を機動的に行っております。こうした事業基盤のもと、資本効率性を一層高める事業開発と事業構造の変革を推進してまいります。

第9号議案 定款一部変更の件(8)

議案内容

以下の章を新設する。

第×章 報酬等の個別開示

第△条 個々の取締役及び執行役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財務上の利益は遅滞なく公表する。

提案の理由

2022年度の執行役18人への報酬は総額4億8400万円、そのうち業績連動報酬は1億2300万円。一人平均で報酬は2688万円、うち683万円が業績連動報酬だった。2022年度の経常利益は2853億円のマイナスで、2023年6月から電気料金を16.9%も値上げして、ようやく2023年度は黒字決算になった。

福島原発事故の賠償金のうち東電だけが支払う特別負担金も、2022年度は、支出すると我が社の「経理的基礎を毀損するおそれがある」という理由でゼロになった。**それなのに役員に業績連動報酬が支払われたのはなぜか。**誰にいくら支払ったのか、個別開示して説明するべきだ。

2025年度、我が社の決算は2022年度を超える5000億円以上の赤字となる見通しだ。**まさか役員に業績連動報酬が支払われることはない**と思うが、取締役、執行役報酬の個別開示を求める。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

取締役及び執行役に支給した報酬等につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令等に基づき、基本報酬及び業績連動報酬の区分ごとに、取締役・執行役・社外取締役それぞれの総額及び員数を開示しており、経営に係るコストの開示として十分であると考えていることから、ご提案の内容を定款に定める必要はないと考えます。

なお、指名委員会等設置会社である当社においては、全委員が社外取締役で構成されている報酬委員会が、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めるとともに、当該方針に基づき取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定しております。このうち、執行役に対する業績連動報酬につきましては、総合特別事業計画の目標達成に向けて執行役が意欲と責任をもって取り組み、その成果が適切に反映できるよう、連結経常利益等を会社業績の指標として、各執行役のKPI等を個人業績の指標としてそれぞれ設定したうえで、達成度を考慮して支給額を決定しております。

株主提案 (第10号議案から第12号議案まで)

第10号議案から第12号議案までは、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主（1名）の議決権の数は、426,767個であります。

第10号議案 定款一部変更の件 (9)

議案内容

定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第7章 電力価格の高騰抑制と安定供給の確保

(電力価格の高騰抑制)

第40条 電力価格の高騰抑制に向け、次の取組に最大限努めることとする。

- (1) 安定的な電力価格を維持するための燃料価格変動リスクの管理
- (2) 様々なコスト縮減を含めた不断の経営改革
- (3) DXの活用による電力供給コストの低減
- (4) 省エネや効率的な電気の使用による利用者負担軽減

提案の理由

電力は市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であり、安定的な供給が求められている。加えて、中東情勢の緊迫化に伴い、各種エネルギー価格の高騰やサプライチェーンへの影響が顕在化している。電力供給を担う企業として、事業を通じて社会の持続的な発展に寄与するため、電気の安定供給と価格上昇を抑える努力は不可欠である。

燃料価格の上昇等が電気料金に及ぼす影響を最小限にするには、LNG調達契約におけるサプライチェーン多様化や価格変動リスク低減を図るとともに、様々なコスト縮減を含めた不断の経営改革を進める必要がある。また、デジタル技術を導入し業務プロセスを効率化することで、電力供給にかかるコスト低減を図る必要がある。

さらに、利用者負担軽減に向け、日頃から省エネ・節電行動につながる情報発信や多様な料金プランの提案等により、省エネや効率的な電気の使用を更に促進すべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社グループは、電気料金の高騰抑制と安定供給の確保の両立に向けて、火力電源のみならず、原子力、水力・再生可能エネルギー電源や卸電力市場を通じた取引等をバランス良く組み合わせて利用することで、調達費用の低減をはかっております。加えて、足元の中東情勢も踏まえ、東京電力エナジーパートナー株式会社において、販売と調達のポートフォリオを最適化し収支変動リスクへの対応力を強化するとともに、燃料・火力発電事業を行う株式会社JERAにおいては、LNGのバリューチェーン強化や燃料調達の分散化・多様化に向けた取り組みを重点的に行っております。さらに、カイゼン活動等を通じた経営効率化を引き続きすすめるとともに、「徹底的なデータ化」というDX推進方針のもと、データとデジタル技術の活用や、AIエージェントを前提とした業務プロセス・組織運営の再構築を行う「AIシフト」の本格的な展開など、各事業における生産性の一層の向上に取り組んでおります。

また、日々の電力使用の状況や見通しについてホームページ等を通じた分かりやすい開示に努めるとともに、お客さまのご負担の軽減に向けては、「TEPCOカーボンニュートラルプログラム」等の施策を推進するほか、省エネ・節電に関する各種情報をSNS等も活用して発信しております。

当社といたしましては、引き続き、発電事業、送配電事業、小売電気事業のそれぞれの分野において、グループ一丸となって電気料金の高騰抑制と安定供給に向けた役割を最大限果たしてまいります。

第11号議案 定款一部変更の件 (10)

議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

(電力需給の安定化)

第41条 電力需給の安定化に向け、次の取組に最大限努めることとする。

- (1) 迅速かつ経済的な再生可能エネルギーの導入拡大
- (2) 国と連携した系統整備への積極的な取組の実施
- (3) 再エネ電力の出力制御の抑制に繋がる料金メニューの提案など需要シフトの促進
- (4) 都市防災機能の強化に向けた無電柱化の推進

提案の理由

電力需給の安定化に向けては、化石燃料への依存から脱却し、エネルギー安全保障の確立と脱炭素化の両立が重要であり、太陽光や洋上風力、地熱発電等の再エネの導入拡大を最大限進めていく必要がある。

また、データセンター等により今後大幅な電力需要が見込まれる中、発電した再エネを無駄なく最大限利用できるよう、国と連携し、地域間連系線や都内の電力系統、島しょ部をはじめ東京エリアの再エネポテンシャルに対応可能な系統の増強等を早期に進めなければならない。

さらに、本年3月には東京電力管内で初となる再エネ出力制御指示が実施された。再エネの導入による変動性の拡大に対応するため、上げ下げ双方向のデマンドレスポンスや需給状況に応じた柔軟な料金設定により住民や事業者等に対して電力供給に合わせて需要シフトを促していくことが不可欠である。

併せて、都市防災機能の強化に向けた無電柱化を更に加速させて進める必要がある。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、当社グループでは、東京電力リニューアブルパワー株式会社において、水力発電事業に加えて洋上風力発電事業や地熱発電事業など、再生可能エネルギー発電事業の拡大に注力しております。また、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限すすめていくため、東京電力パワーグリッド株式会社において、電力広域的運営推進機関が策定する広域系統整備計画に基づき地域間連系線の増強等に取り組んでいるほか、法令等に基づく優先給電ルールに従った電源の出力制御や、既存系統の空き容量を有効活用する「コネクト&マネージ」の運用を実施しております。加えて、需要面に関しては、東京電力エナジーパートナー株式会社において、ご家庭分野と法人分野のそれぞれにおいてデマンドレスポンスを推進しており、需要の削減のみならず、創出・シフトにつながる新たなサービスを提供するなど、再生可能エネルギーを無駄なく活用するための取り組みをすすめております。

無電柱化につきましては、東京電力パワーグリッド株式会社において、自治体や関係事業者のみならずと連携して計画的に取り組んでおり、引き続き官民合同の検討会に参画するなど、無電柱化の推進に貢献してまいります。

第12号議案 定款一部変更の件 (1)

議案内容

第7章に以下の条文を追加する。

(情報の開示及び情報発信等)

第42条 電力の需給バランスを維持するため、以下の情報開示・情報発信等に取り組む。

- (1) 電力需給に関する早期の情報開示
- (2) 燃料の確保状況等を含めた、正確かつ分かりやすい情報公開
- (3) 暑さ対策と省エネルギー・節電行動を両立させる情報発信

提案の理由

需要が高まる夏場等の電力需給は厳しい状況であり、今後もデータセンターや半導体工場の新增設等による電力需要の増加が見込まれている。こうした中、電力需給の安定化を図る観点から、需給が厳しくなるときには早期に情報を開示するほか、日ごろから電力需給状況に関してわかりやすい情報公開に努めることで、住民や事業者に対して効率的な電気の利用を適時・適切に促していく必要がある。

加えて、今般の中東情勢の緊迫化のようなエネルギー調達危機が発生した場合においても、電力価格の高騰懸念が過度に広がらないよう、電力の安定供給のために必要な燃料の確保状況を適切に開示していくことも必要である。

また、電力需給が厳しくなる夏場においても、賢く冷房を使用することで健康を維持できるような呼びかけも同時に行うなど、暑さ対策と省エネルギー行動の両立を促す丁寧な情報発信を行っていくべきである。

取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

ご提案の内容は、第2号議案と同じく業務執行に関する事項であり、定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお、第10号議案に対する取締役会意見でも述べたとおり、当社グループにおいては、日々の電力使用の状況や見通しに加え、省エネ・節電に関する各種情報について、ホームページやSNS等を通じたわかりやすい開示に努めております。また、需給ひっ迫のおそれがある場合には、「需給ひっ迫準備情報」や「需給ひっ迫注意報」の発信など、国とも連携した迅速かつ適切な情報開示に努めております。

燃料の確保状況につきましては、電力広域的運営推進機関において、発電用のLNG及び石油の燃料在庫を発電電力量に換算したうえで、その後の余力の見通しを公表しており、当社グループとしても同機関によるモニタリング調査に協力してまいります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京ガーデンシアター 東京都江東区有明二丁目1番6号

交通のご案内

■ ゆりかもめ 有明駅 出口2Bから徒歩4分

■ ゆりかもめ 有明テニスの森駅 出口2Aから徒歩5分

■ りんかい線 国際展示場駅 出口Aから徒歩7分

〈ご参考〉 ■ 都営バス 海01 (KM01), 都05-2又は東16 有明二丁目バス停 下車



お願い:お車でのご来場はご遠慮願います。

東京電力ホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.tepco.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。